様式コード			
3	2	0	2

届書コード						
2	0	2				届書

船員保険被扶養者(異動)届

所長	副所長	課長	担当者

◎網掛け部分の記入は必要ありません。ただし、この届書の2枚目の国民年金第3号被保険者にかかる届書を同時に届出する場合には、必ず記入してください。
◎被保険者氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名を記入してください。

被保険者欄

①船舶所有者整理記号	②船員保険被保険者整理番号	㋐被保険者の氏名	③生年月日	㋑性別	④異動の別	㋒変更内容(削除(変更)の場合)	㋓資格取得年月日	㋔標準報酬月額
		(ﾌﾘｶﾞﾅ) (氏) (名)	★昭和5 平成7 令和9 年 月 日	★男1・女2	★追加1・削除2(変更)	★1.死亡 2.氏名変更(訂正) 3.生年月日訂正 4.性別訂正 5.その他	★昭和 平成 令和 年 月 日	千円

㋕個人番号(または基礎年金番号)	共済番号表示	㋖郵便番号 ㋗被保険者住所	㋘備考
	※1.配偶者共済番号表示	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 〒 - (※住所コード)	

送信

配偶者である被扶養者欄

㋙配偶者の個人番号(または基礎年金番号)	㋚生年月日(訂正後)	㋛手帳記号番号	㋜被扶養者(第3号被保険者になった理由)	㋝被扶養者(第3号被保険者)でなくなった理由
	★昭和5 平成7 令和9 年 月 日		★ア.被保険者が被用者保険制度に加入 イ.被保険者の所属する年金制度等の変更 a.厚生年金保険→共済組合 b.共済組合→厚生年金保険 c.共済組合→共済組合 ウ.婚姻 エ.被扶養者の離職(2号喪失) オ.被扶養者の所得減少 カ.その他 ( )	★死亡 (令和 年 月 日 死亡) その他 ( )

⑤(被扶養者)番号	⑥被扶養者の氏名	⑦生年月日	⑧性別	⑨続柄	㋞職業	㋟収入	⑩被扶養者になった日	⑪被扶養者でなくなった日	㋠資格確認書回収区分	㋡備考
※	(ﾌﾘｶﾞﾅ) (氏) (名)	★昭和5 平成7 令和9 年 月 日	★男1・女2	※			令和9 年 月 日	令和9 年 月 日	※添付返不能滅失	＊続柄確認済み□

㋢郵便番号 ㋣住所	㋤氏名変更(訂正)年月日	㋥外国人区分	㋦被扶養者通称名	㋧種別	㋨強制付番指定
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 〒 - (※住所コード)	令和9 年 月 日	★0.日本人 1.米国人(強制) 2.1以外の外国人	(ﾌﾘｶﾞﾅ) (氏) (名)		※1.強制付番指定

右欄は、海外居住者または海外から国内に転入した場合のみ記入してください。

1.海外特例要件該当	㋑海外特例要件に該当した日	9.令和 年 月 日	⑫理由	★1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他 ( )
2.海外特例要件非該当	㋒海外特例要件に非該当となった日	9.令和 年 月 日	⑬理由	★6.国内転入 (令和 年 月 日) 7.その他 ( )

㋓資格確認書発行要否 □発行が必要

＊(船舶所有者が、認定を受ける方の続柄を記入方法に記載の添付書類により確認した場合は、㋡備考欄の「続柄確認済み」の□に✔を付してください。(添付書類については、記入方法「添付書類 1」参照))

㋐被扶養者でない配偶者を有するときに記入してください。	配偶者の年間収入	円	被保険者の年間収入	円

その他の被扶養者欄1

⑤(被扶養者)番号	⑥被扶養者の氏名	⑦生年月日	⑧性別	⑨続柄	㋞職業	㋟収入	⑩被扶養者になった日	⑪被扶養者でなくなった日	㋭理由	⑭解除事由	㋮同居・別居の別	㋠資格確認書回収区分	㋡備考
※	(ﾌﾘｶﾞﾅ) (氏) (名)	★昭和5 平成7 令和9 年 月 日 ㋝個人番号	★男1・女2	※			令和9 年 月 日	令和9 年 月 日		★1.75歳到達 2.障害認定	★同居・別居	※添付返不能滅失	＊続柄確認済み□

㋢郵便番号 ㋣住所					
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 〒 - (※住所コード)	右欄は、海外居住者または海外から国内に転入した場合のみ記入してください。	1.海外特例要件該当	⑫理由	★1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他 ( )	㋓資格確認書発行要否 □発行が必要
		2.海外特例要件非該当	⑬理由	★6.国内転入 (令和 年 月 日) 7.その他 ( )	

その他の被扶養者欄2

※	(ﾌﾘｶﾞﾅ) (氏) (名)	★昭和5 平成7 令和9 年 月 日 ㋝個人番号	★男1・女2	※			令和9 年 月 日	令和9 年 月 日		★1.75歳到達 2.障害認定	★同居・別居	※添付返不能滅失	＊続柄確認済み□

㋢郵便番号 ㋣住所					
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 〒 - (※住所コード)	右欄は、海外居住者または海外から国内に転入した場合のみ記入してください。	1.海外特例要件該当	⑫理由	★1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他 ( )	㋓資格確認書発行要否 □発行が必要
		2.海外特例要件非該当	⑬理由	★6.国内転入 (令和 年 月 日) 7.その他 ( )	

送信

(船舶所有者が確認した場合に○を記入してください)

㋔	確認	収入に関する証明の添付が省略されている者は、所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族であることを確認しました。

船舶所有者住所	届出人の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 -
氏名	
電話番号	( ) -

令和 年 月 日提出

社会保険労務士記載欄
氏名等

年金事務所受付印

様式コード			
4	3	0	0

届書コード				
				届書

国民年金第3号被保険者

資格取得・種別変更・種別確認（３号該当）
資格喪失・死亡
氏名・生年月日・性別変更（訂正）
被扶養配偶者非該当

届

所長	副所長	課長	担当者

◎船員保険の被扶養者に関する届出をする方のうち、配偶者が届出事由に該当する場合にこの届書を提出してください。ただし、２０歳未満又は６０歳以上の方は提出が不要です。また、配偶者が被用者年金制度（厚生年金、共済組合等）に加入し被扶養者でなくなった場合についても提出は不要です。

第３号被保険者の配偶者欄

配偶者の氏名	生年月日	第3号該当非該当	変更内容（非該当（変更）の場合）
(ﾌﾘｶﾞﾅ) (氏)　(名)	★昭和5 平成7 令和9　年 月 日	★該当1・非該当2（変更）	★ 1. 死亡 2. 氏名変更(訂正) 3. 生年月日訂正 4. 性別訂正 5. その他

個人番号（または基礎年金番号）	共済番号表示	郵便番号 被保険者 住所	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 〒　－　（※住所コード　）	備考
	※1. 配偶者 共済番号表示			

第３号被保険者欄

個人番号（または基礎年金番号）	生年月日（訂正後）	手帳記号番号	送信	資格取得・種別変更・種別確認の理由	被扶養者でなくなった理由
	★昭和5 平成7 令和9　年 月 日			★ア. 被保険者が被用者保険制度に加入 イ. 被保険者の所属する年金制度等の変更 a. 厚生年金保険→共済組合 b. 共済組合→厚生年金保険 c. 共済組合→共済組合 ウ. 婚姻 エ. 被扶養者の離職(2号喪失) オ. 被扶養者の所得減少 カ. その他（　）	★死亡（令和　年　月　日　死亡） その他（　）

被保険者の氏名	生年月日（訂正前）	性別	資格取得（種別変更・種別確認）年月日	被扶養配偶者でなくなった日
(ﾌﾘｶﾞﾅ) (氏)　(名)	★昭和5 平成7 令和9　年 月 日	★男1・女2	令和9　年 月 日	令和9　年 月 日

郵便番号 被保険者住所	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 〒　－　（※住所コード　）	氏名変更(訂正)年月日	外国人区分	被保険者通称名	種別	強制付番指定
		令和9　年 月 日	★0. 日本人 1. 米国人(強制) 2. 1以外の外国人	(ﾌﾘｶﾞﾅ) (氏)　(名)		※1. 強制付番指定

右欄は、海外居住者または海外から国内に転入した場合のみ記入してください。				
1. 海外特例要件該当	海外特例要件に該当した日	9. 令和　年 月 日	理由	★1. 留学 2. 同行家族 3. 特定活動（　） 4. 海外婚姻 5. その他
2. 海外特例要件非該当	海外特例要件に非該当となった日	9. 令和　年 月 日	理由	★6. 国内転入（令和　年 月 日） 7. その他（　）

訂正後取得年月日・種別	受給権確認表示	納付書抑制表示	送信
※令和9　年 月 日	※ 1. 第1号 第3号 2. 任意	※下記以外は省略 1.65歳以上の被扶養配偶者が受給権を有さないと確認された場合	※ 1. 納付書作成しない

船舶所有者受付年月日

※年金事務所	
受付印	被扶養者認定
	被扶養者認定年月日

（注）

30	第3号A（厚生年金保険・船員保険）	36	第3号G（地方公務員共済組合）
31	第3号A（厚生年金保険・健康保険）	37	第3号 J（日本私立学校振興・共済事業団）
32	第3号C（国家公務員共済組合）		

届出人の個人番号、または届出記載の基礎年金番号に誤りがないことを確認しました。	
船舶所有者住所	〒　－
氏名	
電話番号	（　）　－

この届書記載のとおり届出します。
届書の提出は配偶者(第2号被保険者)に委任します。 □
日本年金機構理事長　あて
令和　年　月　日提出

届出人 〒　－
住所
氏名
電話番号（　）　－

船員保険被扶養者（異動）届および国民年金第3号被保険者にかかる届書の記入にあたって

この届書は、船員保険被扶養者（異動）届と国民年金第3号被保険者の届書を一体化した複写式となっています。そのため、1枚目の船員保険被扶養者（異動）届には、2枚目の国民年金第3号被保険者の届書にのみ必要な記入欄（網掛け部分）を設けてありますが、船員保険被扶養者（異動）届のみを届出する場合は、網掛け部分は記入する必要はありません。また、国民年金第3号被保険者の届書を同時に届出する場合は、網掛け部分と、2枚目の国民年金第3号被保険者の届書の届出人欄を必ず記入してください。

【記入上の注意】

1. ★印の箇所は、該当する項目の数字等を〇で囲んでください。
2. ※印の箇所は、記入しないでください。
3. 生年月日や資格取得年月日など年月日を記入する場合は、たとえば、令和8年4月1日の場合は、

年		月		日	
0	8	0	4	0	1

のように記入してください。

【記入方法】

1. ④は、被保険者資格取得届と同時に提出するときは記入しないでください。それ以外の場合は、被扶養者が増えたときは「追加1」を、減ったときまたは被扶養者の氏名等に変更があったときは「削除（変更）2」を〇で囲んでください。
2. ㋁および㋂は、必ず本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。ただし、「死亡」により被扶養者でなくなったときで、第3号被保険者（20歳以上60歳未満）に関する届出の場合、㋁は基礎年金番号を記入し、その他の被扶養者に関する届出の場合、㋂は記入不要です。
3. ㋇、㋓、⑫および⑬は、その他の場合は、（　　）内に理由を記入してください。なお、75歳に到達し、後期高齢者医療の被保険者となった場合は、㋓のその他の（　　）内に「75歳到達」、一定の障害をお持ちで広域連合の認定を受け、後期高齢者医療の被保険者となった場合は、「障害認定」と記入してください。㋓が死亡の場合は、「死亡年月日」を記入してください。
4. 配偶者の生年月日は、生年月日に訂正のない場合は、「⑦生年月日」のみを記入し、「⑦生年月日（訂正後）」は記入しないでください。訂正がある場合は、「⑦生年月日」および「⑦生年月日（訂正後）」を記入してください。
5. ⑨は、被保険者との続柄を、「夫」、「妻」、「父」、「母」、「子」、「祖父」、「祖母」等と記入してください。
6. ㋑は、その実態がわかるように、「主婦」、「年金受給者」、「小学生」、「中学生」、16歳以上の学生の場合は「高校〇年」等と記入してください。
7. ㋈収入については、非課税対象となる年金（障害・遺族）、失業給付、傷病手当金等も含まれます。
8. ⑩は、被保険者資格取得届と同時に提出する方については、㋺の「資格取得年月日」を記入し、その後に増えた方については、「出生年月日」、「婚姻年月日」等を記入してください。
9. ⑪は㋓および㋍の理由が就職の場合は、「就職年月日」を、死亡の場合は、「死亡日の翌日」を記入してください。また、後期高齢者医療の被保険者となることにより被扶養者でなくなる場合は、「当該被保険者となった日」を記入してください。
10. ㋐は、船舶所有者が戸籍謄本等で被保険者と扶養認定を受ける方の続柄を確認した場合は、「続柄確認済み」の□に✓を付してください。
11. ㋉および㋐は、住民票住所を都道府県名から記入してください。その他の被扶養者については、㋖に被扶養者との生活状況について該当する方を〇で囲んでください。なお、別居の場合は、㋐に1回当たりの仕送り額をご記入の上、預金通帳のコピー等、仕送りの事実および仕送り額が確認できる書類を添付してください。
12. なお、海外居住者については、国内における協力者住所（親族、第2号被保険者の勤務先住所等）を方書きも含めてご記入の上、㋐に海外居住先の住所および国内協力者が親族の場合は氏名および続柄を記入してください。
13. ㋍は被扶養者になったときは、「出生」、「離職」等、被扶養者でなくなったときは、「就職」、「死亡」等の事実を具体的に記入してください。なお、75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったときは、⑭の「1．75歳到達」に、一定の障害をお持ちで広域連合の認定を受け、後期高齢者医療の被保険者となったときは、⑭の「2．障害認定」を〇で囲んでください。この場合、㋍の記入は不要です。
14. ⑥は、氏名の変更（訂正）を行う場合は、変更（訂正）前の氏名をご記入の上、二重線で抹消し、その上段に変更（訂正）後の氏名を記入してください。
15. ⑧は、性別の訂正を行う場合は、訂正後の性別を〇で囲んでください。
16. 第3号被保険者（20歳以上60歳未満の配偶者）に関する届出を行うときは、以下のとおりに記入してください。
    （1）㋄は、死亡または氏名等の変更（訂正）の届出を行う場合に記入してください。
    （2）㋅および㋁は、本人確認を行った上で、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入の上、戸籍謄本等、下記の続柄の確認書類を添付してください。なお、「死亡」により被扶養者（第3号被保険者）でなくなった場合は、基礎年金番号を記入してください。
    （3）㋆は、基礎年金番号の他に手帳記号番号を持っている場合に記入してください。
    （4）㋣は、氏名の変更（訂正）の届出を行う場合に記入してください。
    （5）㋇は、被扶養者になったときの届出を行う場合または氏名の変更（訂正）の届出を行う場合に記入してください。
    （6）㋀は、被扶養者になったときの届出を行う場合に記入してください。
    （7）㋌は、被扶養者になったときの届出を行う場合に、この届書の2枚目の（注）を参照し、被保険者の加入する年金制度に該当する2桁の数字を記入してください。
    （8）この届書の2枚目右下の届出人記入欄に、この届書の提出年月日、届出人の住所、氏名および電話番号を記入してください。
    ※届書の提出を配偶者に委任する場合は、「※届書の提出は配偶者（第2号被保険者）に委任します。」の□に✓を付すことで、届書を船舶所有者に提出する際に必要となる委任状の添付が省略できます。
17. 配偶者である被扶養者の場合で、「1．海外特例要件該当」の場合は㋒および⑫を、「2．海外特例要件非該当」の場合は㋕および⑬を記入してください。
    その他の被扶養者である場合で、「1．海外特例要件該当」の場合は⑫を、「2．海外特例要件非該当」の場合は⑬を記入してください。
18. ㋒は、被保険者資格取得届と同時に提出する方については、㋺の「資格取得年月日」を記入し、それ以外の場合は海外居住となった日を記入してください。
19. ㋕は、国内に転入した場合は、当日の日付を記入してください。
20. ㋓は、資格確認書の発行が必要な場合（※）は、「発行が必要」の□に✔を付してください。
    ※以下に該当する場合に限ります。
    ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
    ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
    ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

【添付書類】

1. 扶養認定を受ける方の続柄の確認のため、提出日から90日以内に発行された戸籍謄（抄）本または住民票の写し（コピー不可・個人番号の記載のないもの）を添付してください。（内縁関係にある場合は、両人の戸籍謄（抄）本等を添付してください。）
   ※住民票の写しによる続柄の確認は、被保険者と扶養認定を受ける方が同一世帯であり、被保険者が世帯主である場合に限ります。
   被保険者と扶養認定を受ける方の個人番号が記載され、上記の書類により船舶所有者が続柄を確認し、㋐備考欄の「続柄確認済み」の□に✓を付している場合は、上記添付書類は不要です。（内縁関係を除く）
   また、続柄が婚姻関係または20歳以下の子との親子関係の場合は、以下にすべて該当するときも続柄の確認にかかる添付書類は不要です。
   ・親子関係の場合、子の出生を理由とする届出でないこと
   ・被保険者と被扶養者に日本の戸籍があること
   ・被保険者と被扶養者双方の個人番号が記入されていること
2. 16歳以上の方を被扶養者として届出を行う場合は、その方が被保険者によって生計を維持されていることを証明できる「課税（非課税）証明書」等を、年金受給者は、現在の年金受給額がわかる「年金額の改定通知書または振込通知書のコピー」等を添付してください。
   （所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族であることを船舶所有者が確認し、㋑の「確認」を〇で囲んでいる場合および扶養認定を受ける方が16歳未満の場合は、収入金額が確認できる書類の添付は不要です。ただし、非課税対象となる収入がある場合には、その支給金額のわかる書類を添付してください。）
3. 被保険者と扶養認定を受ける方が別居の場合、仕送りの事実と仕送り額が確認できる預金通帳等のコピーまたは現金書留の控えのコピーを添付してください。（16歳未満の方と16歳以上の学生は、添付書類は不要です。）
4. 資格確認書が交付されている被扶養者の非該当・変更の場合は、資格確認書の添付が必要です。添付できない場合は『資格確認書回収不能届』を添付してください。
5. 扶養認定を受ける方が海外に住所を有する場合は、上記の取扱いに関わらず、必ず現況申立書、続柄・収入金額が確認できる公的証明書、仕送りの事実および仕送り額が確認できる書類（被保険者と同一世帯の場合は、同一世帯であることが確認できる公的証明書）および海外特例要件に該当していることを証する書類（留学の場合は査証、学生証、在学証明書または入学証明書等の写しのいずれかの書類、同行家族の場合は査証、海外赴任辞令または海外の公的機関が発行する居住証明書等の写しのいずれかの書類）の添付が必要です。
6. 給与収入のみで労働契約内容によって扶養の認定を受ける場合、労働契約内容がわかる書類（労働条件通知書、雇用契約書または労働条件が記載されている事業主証明）と「給与収入のみである」旨の申立て及び扶養認定を受ける方の氏名が記載されている申立書の添付が必要です。（㋐備考欄または労働契約内容が分かる書類に上記記載がある場合は、申立書の添付は不要です。）

【個人番号（マイナンバー）により国民年金第3号被保険者関係届を届出する際の本人確認】

1. 第3号被保険者が船舶所有者に届書を提出するときは、船舶所有者においてマイナンバーが本人のものであることの確認と、マイナンバーの記載された届書の提出を行う者が正当な番号の持ち主であることの確認を行う必要があるため、マイナンバーカード（個人番号カード）を添付してください※1。
2. 配偶者（第2号被保険者）が第3号被保険者の代理人として届書を船舶所有者に提出するときは、第3号被保険者のマイナンバーカードの裏面のコピーまたはマイナンバーが確認できる書類のコピー、および代理権の確認ができる委任状※2を添付してください※3。
   ※1：マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の（1）および（2）の書類を添付してください。
   （1）マイナンバーが確認できる書類　：　個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
   （2）身元（実存）確認書類　：　運転免許証、パスポート、在留カード等
   ※2：この届書の2枚目右下の届出人欄の「届書の提出は配偶者（第2号被保険者）に委任します。」の□に✓を付すことにより、委任状の添付を省略することができます。
   ※3：船舶所有者・共済組合において本人確認を行った後の確認書類は、届書に添付して日本年金機構に提出する必要はありません。